

令和7年度 松阪市税・国民健康保険税 納期カレンダー

納期月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限		30日 (水)	6月2日 (月)	30日 (月)	31日 (木)	9月1日 (月)	30日 (火)	31日 (金)	12月1日 (月)	25日 (木)	2月2日 (月)	3月2日 (月)	31日 (火)
税金の種類	市民税・県民税・森林環境税			1期		2期		3期			4期		
	固定資産税・都市計画税	1期			2期					3期		4期	
	軽自動車税（種別割）		全期										
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納税メモ		いつも納期内納付にご協力いただき、ありがとうございます。											

※給与または年金からの特別徴収にて納税されている方は、上記の納期限とは異なります。

◎日曜・夜間窓口のご案内

収納課では、日曜日と夜間に納税相談窓口を開設しています。
日程は広報まつさかや市ホームページでご確認ください。

◎納付書を使用した納付方法

納付書裏面に記載の金融機関、松阪市の機関、コンビニ、スマホアプリ、クレジット納付サイトから納付ができます。

 eLマーク（および地方税統一QRコード）の印字された納付書は上記に加え、全国の金融機関（485機関が対応済）や、26のスマホアプリ、地方税お支払いサイトからも納付ができます。

※ 松阪市は固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の納付書に印字されています。

◎人気No.1 口座振替

100人中62人（過半数以上）の方が口座振替を選んでいました！ ※令和5年度 固定資産税・都市計画税 実績

《選ばれる理由》

- ・混雑している窓口には並ばなくてよいから
- ・納付書での納付はうっかり納期限を過ぎてしまい、延滞金が発生する恐れがあるから
※市税の延滞金の利率…納期限の翌日から1ヶ月まで年率**2.4%**、それ以降年率**8.7%**
→口座振替にすると納期限の日に自動引落されるので、納付忘れを防ぐことができ安心です！

お申込みは簡単3ステップ！

①申込書に必要事項を記入 ▶ ②口座届出印を押印 ▶ ③提出

申込用紙の郵送を希望される方はご連絡ください！（53-4021）

※「市民税・県民税・森林環境税」「固定資産税・都市計画税」「国民健康保険税」は納税通知書に口座振替の申込用紙が付属しています。（現在の支払方法が納付書の方のみ）



●納税についてのご相談…………… 収納課 収納係 ☎53-4107
●口座振替、還付金について………… 収納課 管理係 ☎53-4021

松阪市ホームページ（収納課ページ）
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/14/>



松阪市 収納課

検索



◎市民税・県民税・森林環境税、法人市民税に関すること

◆課税内容、申告について

市民税課 ☎53-4027～4029・4035

◎軽自動車税（種別割）に関すること

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者または使用者に対して課税しています。軽自動車等を第三者に譲渡・個人売買されたり、盗難・廃車等により自己所有されていなくても、所定の申告手続きがお済みでない場合は、毎年軽自動車税（種別割）の納税義務が生じてきます。

上記の内容により、軽自動車等の所有者または使用者でない場合は、下記の機関にて廃車等の手続きを行ってください。

◆原動機付自転車（125cc以下）、農耕用および小型特殊自動車

市民税課 税政係 ☎53-4026

◆軽自動車（四輪） 軽自動車検査協会三重事務所 ☎050-3816-1779

◆二輪（125cc超250cc以下）、二輪小型（250cc超）

中部運輸局三重運輸支局 ☎050-5540-2055

◎証明に関すること

市民税課及び各地域振興局地域住民課では、以下の証明書を発行しています。

◆所得に関する証明書……所得証明書、課税証明書、非課税証明書、所得課税証明書

◆納税に関する証明書……納税証明書、完納証明書、車検用納税証明書

◆資産に関する証明書……固定資産評価証明書、固定資産公租公課証明書 など

☆マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアで所得課税証明書や課税（非課税）証明書をお取りいただけます。（午前6時30分から午後11時まで）詳しくは下記担当までお問い合わせください。

☆申請書・委任状の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

☆車検時の納税確認が電子化されたため（軽JNKS）、納税証明書の提示が原則不要となりました。

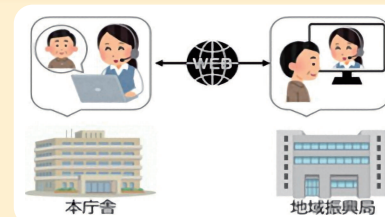
※納付後間もない場合や、車の購入・引越し等で当年度の軽自動車税（種別割）が松阪市で課税されていない場合、軽JNKSによる納付確認ができず紙の納税証明書が必要となる場合があります。

市民税課 税政係 ☎53-4026

地域振興局における税業務の集約について

地域振興局における市民サービスの維持・充実に目的とし、令和5年11月6日より、税業務について本庁への集約を行いました。

地域振興局の窓口では、税証明などの受付はこれまでどおり地域振興局の職員が対応しますが、税の相談などは、本庁とテレビ電話でつなぐ遠隔窓口システムで本庁の職員が対応します。



◎固定資産税・都市計画税に関すること

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地、家屋及び償却資産を所有している方に対して課税しています。このうち、市街化区域内に所在する土地・家屋については、あわせて都市計画税も課税しています。

資産税課 ☎53-4033・4036～4039・4335

◎国民健康保険税に関すること

職場の健康保険など松阪市国民健康保険（国保）以外の健康保険に加入した場合、国保を脱退する届出が必要です。※後期高齢者医療制度の保険に加入した場合を除きます。

◆課税内容または資格・給付について

保険年金課 国民健康保険係 ☎（課税）53-4048 （資格・給付）53-4043

地域振興局 地域住民課 健康福祉担当 ☎（嬉野）48-3837 （三雲）56-7910
（飯南）32-2922 （飯高）46-7112

◎納税に関すること

◆納税についてのご相談

収納課 収納係 ☎53-4107

◆口座振替、還付金について

収納課 管理係 ☎53-4021

松阪市ホームページ
<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>



松阪市

検索

